

## ○ 旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

食品安全委員会専門調査会等運営規程の別表に基づき、下表のとおり指定を行い、左欄に掲げる専門調査会において、右欄に掲げる農薬の調査審議を行う。

専門調査会	農薬名
農薬第一専門調査会	クロルタールジメチル